

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の 臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 足下の雇用情勢や令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等を踏まえ、地域特例は現行の水準を維持する一方、その他については日額上限を段階的に見直すこととし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 先般の改正により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象となる休業の期間を令和3年11月30日から同年12月31日まで延長したところである。
当該延長した期間である令和3年12月1日から同月31日までの間の休業については、原則として一日当たりの支給上限額を9,900円としている。
- 令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等を踏まえ、対象となる休業の期間を令和4年3月31日まで延長するとともに、当該延長することとする期間（同年1月1日から同年3月31日までの期間）の休業については、一日当たりの支給上限額を8,265円とすることとする。
- ただし、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から同年12月31日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、当該地域特例の対象となる休業の期間についても令和4年3月31日まで延長し、一日当たりの支給上限額は11,000円を維持することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和4年3月31日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 8,265円
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 ＋緊急事態措置実施地域】	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※ 中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和3年12月上旬（予定）

施行期日：公布の日

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容^(注)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5)	8割 11,000円	8割 11,000円

- (※1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」とい)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。 ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。
- (※2) 令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。令和4年1月～3月は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少の全国の事業主。 なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。
- (※3) 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。
- (※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
- (※5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。 (例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)
- (※6) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。
(注)政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

12月2日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～6/17	-	2,182,162	-	1,685,834	-	129,386,682
6/18～6/24	54,955	2,237,117	58,298	1,744,132	4,133,091	133,519,773
6/25～7/1	50,321	2,287,438	59,893	1,804,025	4,331,131	137,850,904
7/2～7/8	57,813	2,345,251	56,580	1,860,605	4,048,249	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,879	2,614,788	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,268	2,729,056	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,153	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,313	2,817,466	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,866,006	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,594	2,923,600	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
9/3～9/9	61,633	2,985,233	65,765	2,376,570	4,470,126	177,744,568
9/10～9/16	66,957	3,052,190	64,003	2,440,573	4,587,584	182,332,152
9/17～9/23	54,612	3,106,802	36,194	2,476,767	2,557,202	184,889,354
9/24～9/30	80,942	3,187,744	62,171	2,538,938	4,287,823	189,177,177
10/1～10/7	59,241	3,246,985	63,659	2,602,597	4,579,876	193,757,053
10/8～10/14	59,197	3,306,182	79,476	2,682,073	5,632,448	199,389,501
10/15～10/21	56,912	3,363,094	73,152	2,755,225	5,125,530	204,515,031
10/22～10/28	50,424	3,413,518	70,509	2,825,734	5,032,693	209,547,724
10/29～11/4	45,087	3,458,605	56,960	2,882,694	3,864,792	213,412,516
11/5～11/11	59,516	3,518,121	69,446	2,952,140	4,949,342	218,361,858
11/12～11/18	52,015	3,570,136	64,428	3,016,568	4,585,726	222,947,584
11/19～11/25	50,917	3,621,053	50,168	3,066,736	3,628,159	226,575,743
11/26～12/2	51,009	3,672,062	68,785	3,135,521	4,744,308	231,320,051
うち支援金	-	-	19,902	861,755	1,593,063	74,445,281
うち給付金	-	-	48,883	2,273,766	3,151,245	156,874,770

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

第3章 取り組む施策

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

(2) 生活・暮らしへの支援

〈お困りの方々への支援等〉

(略)

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。

雇用情勢のデータについて

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①有効求人倍率(倍)	2019年	1.64	1.62	1.63	1.62	1.61	1.61	1.60	1.60	1.59	1.58	1.57	1.55
	2020年	1.51	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05
	2021年	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15		

②完全失業率(%)	2019年	2.5	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2
	2020年	2.4	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.1	3.0	3.0
	2021年	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7		

③完全失業者数(万人)	2019年	171	162	169	165	160	160	155	155	166	165	157	155
	2020年	164	166	170	176	192	192	196	204	207	215	205	210
	2021年	203	203	180	194	204	202	190	191	189	182		

④休業者数(役員以外) 前年同月差(万人)	2019年	5	6	18	25	13	6	6	11	▲8	5	▲1	6
	2020年	4	16	25	353	217	62	14	1	30	14	20	11
	2021年	34 (38)	12 (28)	▲30 (▲5)	▲337 (16)	▲181 (36)	▲47 (15)	▲4 (10)	26 (27)	▲4 (26)	▲8 (6)		

⑤正規雇用労働者数 前年同月差(万人)	2019年	27	56	22	33	24	30	4	▲18	▲9	4	7	40
	2020年	42	44	67	63	▲1	30	52	38	48	9	21	16
	2021年	36 (78)	26 (70)	54 (121)	5 (68)	22 (21)	15 (45)	16 (68)	47 (85)	50 (98)	31 (40)		

※有効求人倍率、完全失業率、完全失業者数は季節調整値

※休業者数、正規雇用労働者数は原数値

※①は厚生労働省「職業安定業務統計」 ②～⑤は総務省「労働力調査」

※④、⑤中 () は、前々年同月差(万人)